

個別施設のルールについて ①区民交流スペース						
1	スペース全体を占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	その他	
		6	3	6		2
<ul style="list-style-type: none"> 基本は誰がいつきても自由に使えるスペースという認識となる空間であってほしい。ただし災害時、区の重要な行事は除く。(藤原委員) 基本的には、市民グループや民間組織の多様な活動が増えることを重視。運営委員会(例)などの協議機関において基本理念、基本方針に照らし優先度を判定する。(曾田委員長) 区民交流スペースは最も多くの人が行き交い、集う場所であると考えられるため、特定の行事や災害時以外はフリースペースとする。(古森委員) 日常的に貸し出しは行いが、フリースペースとしてできるだけ多くの人利用できるように、区役所側で貸し出しを行わない日を一定数以上設ける。(松本委員) とても広い部屋なので、あまり全体を占有する使い方を創造出来ていません…何か良い利用法があれば、もっとオープンでも良いかと思います。(片切委員) そんなに多いとは思えないので(日常的に可)。(大坪委員) 通りすがりの人や職員がその場でジョインできる条件をつけるなど工夫できれば占有もありにするとか。(松田委員) 災害時や特別な場合は全体を占有。特別な場合や催しに関しては、個別に判断をする。基本は行事を含む一般使用も可。(和地委員) 基本的にはフリースペースとし、特別な場合を除き貸し出しや占有は行わない。最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。市民協働活動による講習会やワークショップなどで区民交流スペースを自主的に管理運営するプロジェクトを試行する。(齋藤副委員長) 						
2	一部スペースを占有できる貸出は	日常的に可	不可(すべてフリースペース)	貸出エリアとフリーエリアを区分けた上で可	その他	
		5	3	5		1
<ul style="list-style-type: none"> 対象として①活動したい人②ふらっとみにきた人の両者が触れ合えて、多様な活用事例、楽しみ方の幅がひろがるのが望ましい。(藤原委員) フリーエリアは部分的であっても常に確保されていることが望ましい。(曾田委員長) 貸し出せる部分をカーテンなどで緩やかに仕切ることが出来ることと分かりやすいと思います。(片切委員) 日によってはフリーのみとかなにするのもありか。(松田委員) 基本として、日常的な使用を可とする方針。一般的には貸出エリアとフリーエリアを区分けた使用になると考えられるが例外も可。(和地委員) 						
3	一部スペースの借りる単位は(貸出可の場合)	m単位(使っている面積を測る)	機一台単位、人数単位、10m ² 単位などの単位を設定	既定のm ² 数以内であれば多少の狭い・広いは関係なく同一単位(例:15m ² まで)	その他	
		0	0	7		1
<ul style="list-style-type: none"> 最初は厳しく決めるよりも多少ゆるやかに設定し、見直しを測れば良いのではないか。(藤原委員) なるべく自由度が高い方がよい。(曾田委員長) 貸出せず、フリーの空間が良い。(細川委員) 上記、カーテンの場合は自ずとエリアが決まりますが、置き型のパーティションの場合は不確定なのでケースバイケースとなりそうです。(片切委員) あまり複雑にすると大変。(松田委員) 合理的に、同一単位を設定して狭い広いに関係なく既定の同一単位に貸出する。機能的な取り扱いとして多くの利用があるようにスペースを借りやすくする(交流スペースには視覚的に利用状況がわかるような工夫)。(和地委員) 						
4	貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他	
		6	1	2		1
<ul style="list-style-type: none"> 細かさすぎると運用しづらい。(藤原委員) 小回りの利くスペースではないので大枠での区分が適切。(曾田委員長) 貸出の時間は2時間を1つの区分単位とする。合わせて午前・午後・夜間という区分も有効。(和地委員) 						
5	借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ(個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
		3	2	3		#REF!
<ul style="list-style-type: none"> 区内にゆかりのある3人以上のグループ(3人が社会の最小単位)。個人のよびかけで団体へ進化することも多いため、既存団体に限定しない。(藤原委員) 登録した活動団体に限定するのがよい。登録は随時受け付け。(曾田委員長) 誰でも基本は借用することができるが、事前の申し込みの段階である程度利用できる条件を定める ※横浜市役所アトリウムに倣って、施設の活用基本方針に適合し、使用許可基準を満たすもののみ。(松本委員) 						
6	使用料	有料	無料	条件により減額・免除(条件を右欄に記載)		
		3	3	5		
<ul style="list-style-type: none"> 区内在住・在勤・在学者のみ利用として無料に。(藤原委員) 防災・福祉・教育・環境・コミュニティ活動支援等、社会的課題の解決に向けての取り組みについては減額・免除する。(曾田委員長) 区民で営利目的ではない場合、無料。(古森委員) 教育機関、慈善事業やボランティア活動などは減額や免除など。(片切委員) 例えば3ヶ月に1回の使用可、という限度を設定して、基本(営利目的でない)利用に関して施設費は免除。(和地委員) 						
7	利用申し込み方法	当日来館	事前予約(けやきネット・窓口)	その他		
		2	9	0		
<ul style="list-style-type: none"> 現状けやきネットは使い慣れた方で平日時間のある方の予約でうまってしまう不公平感がある。利用回数の制限を設けるなど幅広く多様な人が利用できるようにしたい。(藤原委員) 予約は数ヶ月前から可など、使用がほぼ確実にってから出来るようにする。(片切委員) 事前予約は必須で、予約受付期間の設定が必要。調整を考えて2ヶ月前締切とする。申込順に使用。(和地委員) 						
8	その他の条件(営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。営利も連続使用も可。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) 厳密でなくてよいが、時間制限を設ける。おひとり、〇時間程度を目途に利用ください等の張り紙を用意するなど。(細川委員) 新庁舎の目玉の一つでありかつ不確定要素も多いので、最初の半年は試行期間とし、さまざまな実態分析・声の収集期間としてはどうか?その後、5・6他、正式決定すればよい。(大坪委員) 区民交流スペースは区役所のメイン交流広場となるので施設内に連続使用できる営利利用の場を設けることは交流スペース全体の活気につながると思われる。連続使用は、2週間を1単位として年間4単位まで使用可とする。また一ヶ月に1単位を限度とする。使用の回転を図る。(和地委員) 「いつでも、だれにでも」自由に借りられる区民のスペース、という位置づけを基本に、実際の運営を活動内容の審査と計画を利用者と共に行う窓口(調整係)が必要。利用を實際化するための相談者。(和地委員) 貸出の予定は「視覚的なデザイン」で掲示する。(2ヶ月間の予定)常に現在の週が先頭になるような可動式な掲示板(ボード他)として、人々に興味を持ってもらう工夫をする。(和地委員) 				

個別施設のルールについて ②区民交流室					
1 各部屋を占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	その他	
	10	0	0	0	
<ul style="list-style-type: none"> 区内で活動している団体、若者グループなどが活用しやすいようにしたい。(藤原委員) クローズドのものも貸出は可能とする。ただし、オープン参加を前提としているものを優先するのがよいのでは。(曾田委員長) 活発な区民活動を促進することが出来ると思います。(片切委員) キッチン付きの部屋は日常的に可。他の区民交流室は利用可能な時間帯。(和地委員) 					
2 貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分(キッチン付きの部屋のみ)	1時間単位	2時間単位	その他	
	5	3	5	0	
<ul style="list-style-type: none"> 会議室としての用途が多そうな交流室は2時間くらいが適切だと思う。キッチンは3部単位が現実的ではないか。(藤原委員) 細かくしすぎると管理上大変化かもしれないが、ちょっと利用できると嬉しい。(細川委員) キッチン付きの部屋は特に、使用前後に掃除や点検が必要であると予想されるため、1時間ごとだと短すぎると思われる。(古森委員) キッチン付きのところは午前・午後・夜間でも良いと思います。(片切委員) あいているときは1時間単位でもいいかもしれない。(松田委員) 基本2時間で1単位とする。キッチン付きの部屋は午前・午後・夜間の区分。(和地委員) キッチン付きの部屋のみ午前、午後、夜間の時間区分とする。(齋藤副委員長) 					
3 借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ(個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
	5	0	3	4	2
<ul style="list-style-type: none"> 区の担当課推進の若者のモデル事業などでも活用できるようにしたい。(藤原委員) 登録した活動団体に限定するのがよい。登録は随時受け付け。(曾田委員長) あらかじめ登録した、区内在住・在勤・在学者、区内の市民活動等の団体。(細川委員) 利用者が多すぎる場合は区内在住在勤在学者に限って良いと思います。(片切委員) (決められた人数以上のグループ、もしくはあらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみだが)当日はあいていれば個人利用が可能。(松田委員) 区内在住者を含むグループ(3人以上)。(和地委員) 使用内容と利用者の確認・審査を行う。(和地委員) 個人利用はしない。個人利用の場合は区民交流スペースを利用する。(齋藤副委員長) 					
4 使用料	有料	無料	条件により減額・免除(条件を右欄に記載)		
	3	3	5		
<ul style="list-style-type: none"> 区内在住・在勤・在学者のみであれば無料としたい。(藤原委員) 区民への割引を行う。(古森委員) 区民の人に多く利用して欲しいので、在住場所や勤務場所が世田谷区民の方は減額にする。(松本委員) 教育機関、慈善事業やボランティア活動などは減額や免除など。(片切委員) 免除：学生(一ヶ月に一度の使用)は減額(区内の学生を含む)。成人は有料。(和地委員) 区との協働事業、助成や補助の対象となっている活動等に関わるものは免除。(齋藤副委員長) 					
5 利用申込方法	当日来館	事前予約(けやきネット・窓口)	その他		
	4	8	1		
<ul style="list-style-type: none"> 現状けやきネットは使い慣れた方で平日時間のある方の予約でうまってしまう不公平感がある。利用回数の制限を設けるなど幅広く多様な人が利用できるようにしたい。(藤原委員) 事前予約を実施し、空いている時間は当日でも使用を許可するなど、事前予約と当日来館を併用する。(古森委員) 当日来館も、事前予約も可。(松本委員) 予約は1~2週間前から可など、気軽に、かつ使用がほぼ確実状態で予約出来るようにする。(片切委員) あいていたらその場でも借りられる。(松田委員) 2ヶ月前に締切(申込みは随時)。(和地委員) 区民交流室専用の利用申し込みルールを試行しながらつくる。コーディネート機能が必要とされる。(齋藤副委員長) 					
6 その他の条件(営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> 同じ団体が定期的占有することがないようにしたいので、利用回数に制限をもたせるなどのルールが必要かもしれない。(藤原委員) 基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。連続使用は可、営利は内容を吟味する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) 利用目的を事前に聞き取りをし、営利目的、参加費を取る研修会や料理教室等の活動利用は不可。(細川委員) 区民交流室での営利使用は主に「教室」としての指導が考えられる。連続使用の営利目的の活動使用には、使用料に関する独自の規定が必要。使用回数は1ヶ月に1度。連続使用は5日間まで。(和地委員) 区との協働事業、助成や補助の対象となっている活動を優先、または市民協働プロジェクトを応援する目的の活動を育成するプロジェクトに関わるものを優先するスタイルを試行しながら、条件を検討する。コーディネート機能が必要とされる。 				

個別施設のルールについて ③区民会館ホール				
1 貸出の時間単位	既存の規定どおり（午前・午後・夜間区分）	1時間単位	2時間単位	その他
		11	0	1
<ul style="list-style-type: none"> ・区民を優遇する現状の考え方に賛成。（藤原委員）直前になってあいている時は2時間単位でも借りられるなど（松田委員） ・全館を通して使用する（Festival,etc...）イベントでは全日貸出（連日2日まで）とする。（和地委員） 				
2 使用料の加算設定	現在の規定通り、区外利用者は加算	入場料を__円以上聴取すると加算（現在の規定：入場料1,000円以上で5割加算）	舞台面のみで練習・利用するときは減額（現在の規定：半額）	
		10	3	6
<ul style="list-style-type: none"> ・区民を優遇する現状の考え方に賛成。（藤原委員） ・区外利用者の規定の明確化が必要。区内利用者が含まれば加算はされないのか？（和地委員） ・舞台面のみでの練習（リハーサル）は必須と考えて当日とのセット価格の利用料の提案。（和地委員） 				
3 利用申込方法	現在の規定通り、12ヶ月前から申し込める	もっと前から（例:15ヶ月前など）申し込める	もっと後から（例:8ヶ月前など）申し込める	その他
		7	2	1
<ul style="list-style-type: none"> ・準備の都合上早く決まって欲しいときがある。しかし早くから埋まっていて使えないこともあるので直前で申し込める日を設けるとか。（松田委員） ・申込受付は半年前から申し込める。演奏期日は半年以降3年以内とする。流動性のある社会状況を考えて対応する必要がある。（和地委員） 				
4 申し込みの優先順位	区内在住・在勤・在学者が優先	全館利用（他区民利用施設との一体利用）をする団体が優先	優先順位はとくに設けない	その他
		3	3	5
<ul style="list-style-type: none"> ・有料で貸し出すスペースとする場合、先着とするのが一般的ではないか（同時の予約の場合は区民を優先で良いと思います）。（藤原委員） ・全館利用の推進による活動の活発化と広報面での効果拡大を狙う。（曾田委員長） ・使用料を区外利用者は加算を想定すると、優先順位はいらんではないか。（細川委員） ・区民や全館利用にかかわらず、予約が早かった方を優先させた方が、トラブル防止にもつながると考える。（古森委員） ・区民の人に多く利用して欲しいので、区内在住者や在勤者を優先する。（松本委員） ・実情と意見を知った上で判断したい。（大坪委員） ・申込順に優先となる。（和地委員） ・全館利用者は優先となる。（和地委員） ・全館利用のモデルケースを試行するプロジェクトを優先する。（齋藤副委員長） 				
5 その他の条件 (営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会（例）が採否と優先順位付けの指針を決定する。営利も連続使用も可。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター（またはコーディネーター。個人もチームも可）が行う。（曾田委員長） ・舞台芸術系と会議・集会系の利用が相半ばする現状は、区民会館としては理想的なバランスだと思う。企画によって空席が目立つのは致し方ないことで、公（講）演の価値と集客数は比例するものではない。公共施設に相応しい意義ある企画が、増えることを期待している。 ・区の芸術・文化行政を牽引する企画を、区民会館が先頭に立って行ってほしい。世田谷美術館・同文学館・同パブリックシアターと連携し、ユニークな祭典が行われることを一区民として切望する。屋外施設との連携があってもよい。芸術・文化・環境（Art, Culture & Environment）の三位一体は、諸外国では一般的だ。先日参加したポर्टランド日本庭園財団主催のシンポジウムも、「文化・芸術・自然」の三位一体をタイトルに掲げていた。（大坪委員） ・連続使用したい場合に予約日がそれぞれ違うとやっかい（〇ヶ月前のその日、とかにしまうと3daysとかの予約が取りづらい）。（松田委員） ・世田谷区の施設費の収入予算があるとしたら提示いただきその収入見込み予算から検討する必要がある。それによって入場料による加算やリハーサルの舞台使用料を検討する必要がある。（和地委員） ・区民会館ホールの性格を特徴づけるリーディングプロジェクトが必要。（齋藤副委員長） 			

個別施設のルールについて ④集会室・練習室				
1 貸出の時間単位	既存の規定どおり（午前・午後・夜間区分）	1時間単位	2時間単位	その他
		4	4	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ホールと一緒に借りる用途があるため一緒にするほうが合理的。（藤原委員） ・2時間1単位で2単位まで連続可能。午前・午後・夜間の単位も可能（2単位として扱う）。（和地委員） ・これまで貸し出し時間の調査やスタディは実施しているのか？ニーズは把握しているのか？（齋藤副委員長） 				
2 使用料の加算設定	既存の規定通り、区外利用者は加算	入場料を__円以上聴取すると加算（現在の規定：入場料1,000円以上で5割加算）	舞台面のみで練習・利用するときは減額（現在の規定：半額）	
		7	2	0
<ul style="list-style-type: none"> ・ホールに同じ。（藤原委員） ・個人使用ではなく2人以上での使用の時、区内利用者が1人含まれていたら利用料は加算されないのか。基本一律に使用料を決める必要がある（1ヶ月に1度の利用は無料とする措置をとって使用を奨励する）。（和地委員） ・これまで貸し出し時間の調査やスタディは実施しているのか？ニーズは把握しているのか？（齋藤副委員長） 				
3 利用申込方法	現在の規定通り、12ヶ月前から申し込める	6ヶ月前から申し込める	3ヶ月前から申し込める	その他
		7	2	0
<ul style="list-style-type: none"> ・音楽やダンスの練習の使用なので1ヶ月前から申込み、集会室は6ヶ月前からとする（ホールと同時）。（和地委員） 				
4 申し込みの優先順位	区内在住・在勤・在学者が優先	全館利用（他区民利用施設との一体利用）をする団体が優先	優先順位はとくに設けない	その他
		3	3	0
<ul style="list-style-type: none"> ・有料で貸し出すスペースとする場合、先着とするのが一般的なため。（藤原委員） ・全館利用の推進による活動の活発化と広報面での効果拡大を狙う。（曾田委員長） ・使用料を区外利用者は加算を想定すると、優先順位はいらぬのではないかと。（細川委員） ・あいている時にはその場でもつかえるとよい。（松田委員） ・基本、申込順に決定。利用日は2年先まで可能とする。全館利用のイベントは優先。（和地委員） ・全館利用のモデルケースを試行するプロジェクトを優先する。（齋藤副委員長） 				
5 その他の条件 (営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会（例）が採否と優先順位 付けの指針を決定する。営利も連続使用も可。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター（またはコーディネーター。個人もチームも可）が行う。（曾田委員長） ・あいている時にはその場でもつかえるとよい。（松田委員） ・連続使用は利用内容によって考慮する。（和地委員） ・練習室の利用は、学生は免除。（和地委員） ・集会室は、ホール使用との連携を考えての利用とする。料金はセット価格。（和地委員） ・区民会館ホールとの一体利用など、この空間の性格を特徴づけるリーディングプロジェクトが必要。（齋藤副委員長） 			

個別施設のルールについて ⑤ピロティ・エントランスホール・ラウンジ						
1	それぞれのスペースを占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	不可（フリースペース）	その他
		5	3	1	1	1
<ul style="list-style-type: none"> ・「活動したい人」「ふらっとみにきた人」の両者が触れ合えて、多様な活用事例、楽しみ方の幅がひろがるのが望ましい。若者のダンスの練習、フードロス減らすための食品配布スペースなどをイメージ（藤原委員） ・基本的には、市民グループや民間組織の多様な活動が増えることを重視。運営委員会（例）などの協議機関において基本理念、基本方針に照らし優先度を判定する。（曾田委員長） ・なるべく、リビングのような日常的な使われ方が良いのかなと今のところ考えています。（片切委員） ・ピロティとラウンジは自由に利用できる、日常的に利用可となれる場所。ラウンジはカフェテリアとして利用。カフェテリアの貸出はなし。（和地委員） ・基本的にはフリースペースとし、特別な場合を除き貸し出しや占有は行わない。最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。社会実験を推進する市民参加型の仕組みをつくる。（齋藤副委員長） 						
2	貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他	
		6	2	1	0	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用内容により検討する。演奏、ダンス等のパフォーマンスは1時間単位。（和地委員） 						
3	借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ（個人不可）	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
		5	2	4	1	1
<ul style="list-style-type: none"> ・区内にゆかりのある3人以上のグループ（3人が社会の最小単位）。個人の呼びかけで団体へ進化することも多いため、既存団体に限定しない。（藤原委員） ・登録した活動団体に限定するのがよい。登録は随時受け付け。（曾田委員長） ・誰でも基本は借用することができるが、事前の申し込みの段階である程度利用できる条件を定める。※横浜市役所アトリウムに倣って、施設の活用基本方針に適合し、使用許可基準を満たすもののみ。（松本委員） ・利用内容の確認審査を経て、基本だれでも利用できる自由なスペース。（和地委員） ・基本的には個人利用のフリースペースとする。（齋藤副委員長） 						
4	使用料	有料	無料	条件により減額・免除（条件を右欄に記載）		
		3	5	4		
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の企業や団体による営利イベント（例。物産展など）は使用料を一般的な相場よりは安く納めていただくのよいか。（藤原委員） ・防災・福祉・教育・環境・コミュニティ活動支援等、社会的課題の解決に向けての取り組みについては減額・免除する。（曾田委員長） ・区民の場合、減額する。また、ホールや広場と併用する場合も減額する。（古森委員） ・1時間の利用で原則無料。（和地委員） ・基本的には個人利用のフリースペースなので無料。イベント等で占有する場合は有料。（齋藤副委員長） 						
5	利用申込方法	当日来館	事前予約（けやきネット・窓口）	その他		
		3	7	3		
<ul style="list-style-type: none"> ・申込時に使用目的は明確に記載してもらう（細川委員） ・事前予約と当日来館を併用する。（古森委員） ・予約は数ヶ月前から可など、使用がほぼ確実にってから出来るようにする（片切委員） ・利用は1ヶ月に1回まで。申込は随時、早いもの順、先の日程の申込予約は半年先まで。（和地委員） ・基本的には個人利用のフリースペースとする。（齋藤副委員長） 						
6	その他の条件（営利、連続使用等）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会（例）が採否と優先順位付けの指針を決定する。連続使用は可、営利は内容を吟味する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター（またはコーディネーター。個人もチームも可）が行う。（曾田委員長） ・ホールや広場と併用して使用する場合も予想されるため、貸出のルールを統一する。（古森委員） ・営利目的の場合は有料（大坪委員） ・これらの貸出について、あまりイメージがわからないのだが、壁面は、展示空間として利用可能だと思う。現代アートは広い展示空間を要するものだが、エントランスホールを現代美術専用の展示空間として活用することはできないだろうか？（大坪委員） ・カフェテリアは営業する（連続使用）。営業は店舗に委託するか有志の経営とするか。営利目的使用としての規定による。（和地委員） ・市民協働に関わる活動に対しては予約優先、利用料無料にし、適切な参加費収入を認める。（齋藤副委員長） 				

個別施設のルールについて ⑥広場						
1 広場全体を占有できる貸出は	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	不可 (フリースペース)	その他	
	7	5	3	1	2	
<ul style="list-style-type: none"> 基本は誰がいつまでも自由に使えるスペースという認識となる空間であってほしい。ただし災害時、区の重要な行事は除く。(藤原委員) 基本的には、市民グループや民間組織の多様な活動が増えることを重視。運営委員会(例)などの協議機関において基本理念、基本方針に照らし優先度を判定する。(曾田委員長) 基本フリースペースにできると良い。(細川委員) リビングのような場所でもあるのですが、祝祭的な雰囲気が最も現れやすい場所でもあるので、積極的に利用されるのが良いように思いました。(片切委員) 原則は、オープンスペースであるべき。(大坪委員) 広場を利用するためのハードルを下げるのが重要。同時に広場に限らず世田谷区の公共空間の利活用ビジョンに即した使われ方ではない活動や団体の利用は事前に審査できるような仕組みが必要では。(福岡委員) 広場全体を占有する行事はグループのイベント企画を提出・審査する。(和地委員) 基本的にはフリースペースとし、特別な場合を除き貸し出しや占有は行わない。最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。社会実験を推進する市民参加型の仕組みをつくる。(齋藤副委員長) 						
2 広場の一部を占有できる貸出は	日常的に可	不可(フリースペース)	貸出エリアとフリーエリアを区分けした上で可	その他		
	4	2	6	1		
<ul style="list-style-type: none"> ホールと広場を一体化したイベントや、ハロウィンやクリスマスイルミなどのイベントなどを考えた場合一部貸し出しが現実的ではないか。(藤原委員) フリーエリアは部分的であっても常に確保されていることが望ましい。(曾田委員長) 基本フリースペースにできると良い(細川委員) 日常的に可能。理由は上記と同じ(福岡委員) 限られたスペースでの利用は日常的に可とする。営利目的の使用(大道芸、物品販売)に対する規制が必要(使用料、etc...) (和地委員) 最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。(齋藤副委員長) 						
3 広場の一部を借りる単位は(貸出可の場合)	m ² 単位(使っている面積を測る)	ベンチ一台単位、人数単位、10m ² 単位などの単位を設定	既定のm ² 数以内であれば多少の狭い・広いは関係なく同一単位(例:15m ² まで)	その他		
	0	1	6	1		
<ul style="list-style-type: none"> 広さが今ひとつイメージできないのですが、細かさだと運用が大変そう。運用の手間が少ないことも大切。(藤原委員) なるべく自由度が高い方がよい(曾田委員長) 範囲まではわかりませんが、フリーエリアは十分に確保したい(細川委員) キッチンカーを想定しても、15m²は妥当(大坪委員) 広場内のエリアをいくつか名称をつけ、複数同時に貸し出すことで相乗効果をあげるような工夫をしてもいいのでは。エリアは図示(福岡委員) 既定のm²数をいくつか設ける(2種類以上)。大道芸、物品(食品)販売、祭り屋台。(和地委員) 最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。(齋藤副委員長) 						
4 貸出の時間単位	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他		
	7	1	1	1		
<ul style="list-style-type: none"> 運用の手間が小さく現実的。(藤原委員) 基本貸し出しをしない。(細川委員) キッチンカーのみ、11~15時のような特別枠を設けては如何?(大坪委員) あまり細かく分けると運用が難しいので、大きな括りで良いのでは。(福岡委員) 個人や少人数の利用は1時間単位。商店や物品販売など1日を含む時間区分。(和地委員) 最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。(齋藤副委員長) 						
5 借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ(個人不可)	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	キッチンカー事業者	その他
	3	5	3	5	10	1
<ul style="list-style-type: none"> 区内にゆかりのある3人以上のグループ(3人が社会の最小単位)。個人のよびかけで団体へ進化することも多いため、既存団体に限定しない。(藤原委員) 広場はどの施設よりも外から筒抜けに見えるエリアであるので、制限を設けず多くの人に利用してもらうことで、世田谷区役所が活気ある施設となるよう盛り上げてほしい。(松本委員) 上記同様、どのように借りられる人を選ぶか、キュレーションが必要。何でも安価に借りられるイベントスペースとならないようなマネジメント主体の能力が求められる。(福岡委員) 商店街の皆さんの参加やイベントを定期的にできるよう企画する(松陰神社商店街)。市場の定期的開催。(和地委員) 最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。(齋藤副委員長) 						
6 使用料	有料	無料	条件により減額・免除(条件を右欄に記載)			
	4	3	7			
<ul style="list-style-type: none"> キッチンカーについては詳細の利用ルールが必要。区民としては様々なキッチンカーに来て欲しい。線路街空き地のキッチンカーの利用ルールも参考にしたい。(藤原委員) 防災・福祉・教育・環境・コミュニティ活動支援等、社会的課題の解決に向けての取り組みについては減額・免除する。 営利目的の場合、参加費を徴収するイベントなど(細川委員) 広場が賑わっていると本庁舎全体が賑わっているように感じられるため、多くの人に利用してもらう目的で、無料とする。(古森委員) 営利では変動費化(売上に応じた一定比率)にすれば、初期参入ハードルが低くなるだろう。(大坪委員) 内容により、有料・減額の区別があっても良いのでは。(福岡委員) 営利目的でない使用は減額、学生は免除。(和地委員) 最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。(齋藤副委員長) 						
7 利用申込方法	当日来館	事前予約(けやきネット・窓口)	その他			
	2	9	0			
<ul style="list-style-type: none"> 同じグループ・団体・事業者ばかりが占有しないように利用回数上限を設けるなどの工夫は必要(藤原委員) 予約は数ヶ月前から可など、使用がほぼ確実になってから出来るようにする(片切委員) 事前予約制が良いと思います。(福岡委員) 1ヶ月前から事前予約。(和地委員) 						
6 その他の条件(営利、連続使用等)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会(例)が採否と優先順位付けの指針を決定する。営利も連続使用可。 実際の施設活用については、全体を統括するディレクター(またはコーディネーター。個人もチームも可)が行う。(曾田委員長) 公序良俗に反しない・無用な騒音を立てない等、一定の秩序を保つ活動である限りにおいて、営利・非営利を問わず受け入れてよいのではないかと。(大坪委員) 区が実施するイベント、運営者の自主事業、区民の活動を積極的に促す公募事業などいくつか利活用の想定を組み立て(福岡委員) インターネットで空きがみれたり予約できたりする。(松田委員) 営利団体による利用の場合の貸出使用料を規定する。学生による利用は減額または免除とする(利用内容で判断)。(和地委員) 最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。(齋藤副委員長) 					

個別施設のルールについて ⑦東棟屋上庭園					
1 庭園全体を占有できる 貸出は（動線は除く）	日常的に可	区行事や地域の定例行事のみ可	災害時等、特別な場合のみ可	不可（フリースペース）	その他
	3	7	3	3	1
<ul style="list-style-type: none"> ・基本は区民が緑にふれられる憩いの場としたい。ただし世田谷区のアイコンになるような定例行事を立案するとより認知が広がる。（藤原委員） ・基本的には、市民グループや民間組織の多様な活動が増えることを重視。運営委員会（例）などの協議機関において基本理念、基本方針に照らし優先度を判定する。実質的に事業者を限定するのがよいかもしいない。（曾田委員長） ・庭園を育てる手入れする、または観察するなどの教育的な目的であれば良いように思う。（片切委員） ・庭園利用のイベント（園芸教室など）は可とする。（大坪委員） ・日常的に利活用可能な部分と貸し出す部分を分けてもいいのでは？（福岡委員） ・屋外の季節をとりこみ催しを年に数回行うことを目標として企画を募る。日常的にはフリースペースとして自由に開放。（和地委員） ・最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。市民協働活動による講習会やワークショップなどで庭園を自主的に管理運営するプロジェクトを試行する。（齋藤副委員長） 					
2 庭園の一部を借りる 単位は（貸出可の場合）	m ² 単位（使っている面積を測る）	ベンチ一台単位、人数単位、10m ² 単位などの単位を設定	既定のm ² 数以内であれば多少の狭い・広いは関係なく同一単位（例：15m ² まで）	その他	
	0	1	4	4	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習の場として活用するならどのような形態がよいかご意見を伺いたいです。（藤原委員） ・平面図の区画ごと（芝生エリア、雑木林エリア、など）（片切委員） ・エリアを設定して貸出（福岡委員） ・小さな面積での使用に限られる。（和地委員） ・最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。（齋藤副委員長） 					
3 貸出の時間単位 （貸出可の場合）	午前・午後・夜間などの時間区分	1時間単位	2時間単位	その他	
	7	1	2	1	
<ul style="list-style-type: none"> ・早朝や夜間に、区役所に普段することのない属性（会社員・若者など）のためのイベントを実施したい。朝活、ヨガ（朝・夜）など。（藤原委員） ・個人や少人数グループの利用は単時間（1時間単位）とする。（和地委員） ・最低1年間は、使い方の可能性を試行する社会実験期間とする。（齋藤副委員長） 					
4 借りられる人	だれでも	区内在住・在勤・在学者のみ	決められた人数以上のグループのみ（個人不可）	あらかじめ登録した区内の市民活動等の団体のみ	その他
	4	5	4	3	1
<ul style="list-style-type: none"> ・上記1の（庭園を育てる手入れする、または観察するなどの教育的な）目的で。（片切委員） ・マネジメント主体との議論必要。協議会を立ち上げてその中でキュレーションするのが良いのでは。（福岡委員） ・だれでも借りられる。全体を占有するイベントは、団体のみ。（和地委員） ・基本的にはフリースペースとする。（齋藤副委員長） 					
5 使用料	有料	無料	条件により減額・免除（条件を右欄に記載）		
	3	6	4		
<ul style="list-style-type: none"> ・防災・福祉・教育・環境・コミュニティ活動支援等、社会的課題の解決に向けての取り組みについては減額・免除する。（曾田委員長） ・営利・非営利では差をつける（大坪委員） ・基本無料（営利の利用ではない）。（和地委員） ・基本的にはフリースペースとする。（齋藤副委員長） 					
6 利用申込方法	当日来館	事前予約（けやきネット・窓口）	その他		
	2	8	0		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育や手入れが目的であれば（片切委員） ・天候にも左右されるので当日来館予約も可能にする。（和地委員） ・基本的にはフリースペースとする。（齋藤副委員長） 					
7 その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本方針との適合性を判断基準として、区民利用施設全体の運営委員会（例）が採否と優先順位付けの指針を決定する。連続使用は可、営利は内容を吟味する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター（またはコーディネーター。個人もチームも可）が行う。（曾田委員長） ・食事（休憩）などは占有と考えず、日常的に出来ると思う（ケの使い方）。（片切委員） ・私は、コモンの管理・利活用を実現したいと考えているので、上記はあくまでもこのスペースを利用しての活動（維持管理活動以外）を前提に記入した。（大坪委員） ・夜空を眺める、月や星の観測（天体観測）、映画会、ヨガ体操、他のイベントが屋上庭園で可能（営利としない）。（和地委員） ・社会実験を推進する市民参加型の仕組みをつくる。（齋藤副委員長） 				

利用ルールの運用について

<p>1 利用 ル ー ル を 柔 軟 に 運 用 し て い く た め の 工 夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の3年間はトライ・アンド・エラーが必要なため、細かく設定せずに運用していくのがよいのではないかと、また、利用に関しての不公平感などがでると思われるが、 トライ・アンド・エラーを重ねている最中であることをお伝えしていくのが良いと考えます。声はありがたいというスタンスで。（藤原委員） ・けやきネットで予約がすぐに埋まってしまふ課題は解決したい。（藤原委員） ・基本的には、市民グループや民間組織の多様な活動が増えるように自由度をなるべく高くしておくのがよいのではないかと。運営にあたっては、運営委員会（例）などの協議機関において基本理念、基本方針に照らして採否と優先順位づけの指針を決定する。実際の施設活用については、全体を統括するディレクター（またはコーディネーター。個人もチームも可）が行う。（曾田委員長） ・利用ルールを柔軟に運用していくための工夫①利用ルールを柔軟に運用するとは、ある程度団体がやりたいうように使えるようにするということが？（使いたいように使える場所など無いような気もするが） だとするならば「住民自治」「交流」「地域課題の解決」などの意識が担保できる範囲での運用とする。よって個人への貸し出しは難しい。3人、5人で話し合っ活動を進めていくことでバランスと広がりを持った活動となる。まずは団体への貸し出しをする。さらにその団体の活動内容のみならず、その他の人たちへどのように働きかけ広げて行くのか等を詳らかにするような基本的な情報をいつも発信する等の方法を取ることで、開かれた信頼できる団体であることを周知し、ある程度団体の希望する活動の実現を担保する。それには管理運営する事業者が団体を良く把握して、いつもコミュニケーションを取ることが大切になる。（柴田委員） ・実際に利用がはじまると、もう少しこうした方がいいなという意見が出てくると思う。利用者の施設への評価も重要。利用者や管理者などからの声を拾ってルールの変更に柔軟に対応できると良い。定期的なルールの見直し。（細川委員） ・事前予約システムを設置する場合、利用者が空き状況を検索できるようにする。（古森委員） ・詳しい利用ルール等は、ホームページに記載する。飲食を許可するスペースもあるため、使用後の片付けや清掃方法も決めておく。（古森委員） ・キッチンカーでの販売やイベントなどの開催は、本庁舎が賑わうきっかけになると思うので、それらの予定もSNS等で発信していく。（古森委員） ・利用者には事後アンケートを答えることを義務付け、アンケートの内容に応じて利用上のルールや施設の環境面等を試行錯誤し、よりよい施設運営につながる きっかけを設ける。（松本委員） ・市役所内の掲示板などに、利用上のルールと貸し出し状況がわかる用紙を掲示しておく。（松本委員） ・なるべくゆめめに設定することが大事ではないかと考えています。（片切委員） ・何事も「原則」を示すことは必要である。とは言い、ルール化は必要最小限度にとどめる。「原則」が厳密化・厳格化しないようにする。あくまでも原理原則（principle）であって、厳格な規律（discipline）とすべきではない。（ex. 英国の国立美術館に出版物の表紙用画像のレンタルを申し込んだところ、料金規定を 示された上で「相談に応じる」とのことだった。発行部数が少ないためディスカウントを要望したところ20%offとなった。日本での交通違反では、切符を切られたら反則金を必ず支払わなければならないが、英国では不服を申し立てることができ、正当な事由があれば免除される。）柔軟さは、サービスの供給側がいかにオトナの対応をできるかにかかっている。事細かにルールを定めるより、事例とその判断を積み重ね、実情に沿った基準が明確になればよいのでは？（大坪委員） ・屋上緑地は空間も狭いので、区切れるかは別として何かないと中々使われなと思います。マネジメント主体の自主事業、公募事業、日常的な管理運営への区民参加などクリエイティブなマネジメント方針が求められます。（福岡委員） ・当日あいているときにはその情報が見れる、その日に申し込んで使える、開放される等。広い場合に活動がお互いぶつからなければゆずりあって共有もありか（松田委員） ・「区民の主体的な行舎の利用活動の推進に向けて」 新しい本庁舎における区民利用施設の運営で根幹となる目標は区民そして世田谷区の町（の商店街の参加を含む）を呼びこんで行舎が世田谷の町の心臓となつて人々の活性化を促せるか。活発に人々が主体となつて行舎を活用できるような場所にできるか。区民の居場所となり発信の場となるか。質の高い暮らしを育てるか。人々の暮らしを豊かにする。そういう行舎の利用を運用してゆくためには利用目的に合ったルールの運用を対応してゆく必要があります。画一的なルールでは目的から離れてしまいます。まず人々が行舎に来たいと思つて足を運ぶ場となることが大切。そのため利用は“だれもができる”“したい”ことが深せる”内容であることが肝要。具体的には利用のための料金を最小限にする。気楽に利用できる仕組みにするために利用者として話し合いをして実現可能にするサポートをする区職員を含む相談機関と町内施設の連携が必要。利用者の思いや状況を理解して利用を実現化してゆくという工夫が必要。利用者である区民の居場所となるための利用実現のためのルールとして個々の利用を共に考えて実現する支援がなくてはならない。そのためルールに利用者が出合わせるのになつて利用者にルールを合わせるという観点も必要とされる。基本的なルールをふまえてここが考え出せるという主体的な余地が肝要です。（和地委員） ・ドアのついている占有区分できるスペース（区民交流室、区民ホール、集會室、練習室）を除いては、基本的にはリーススペースとし、特別な場合を除き貸し出しや占有は行わない。（齋藤副委員長） ・最低1年間は、使用の可能性を試行する社会実験期間とする。市民協働活動による講習会やワークショップなどで区民交流スペース、広場、ピロティ、を市民または区と市民による協働体制で自主的に管理運営するプロジェクトを試行する。（齋藤副委員長） ・基本的にはリーススペースであるが、個人利用とグループ利用が並行しお互いに見える状況をつくりだす。夜間にオープンなテーマ型ワークショップを定期的に開催するなどして、利用場所を区切らずに使う利用ルールのリテラシーを育て、利用しなが必要備品をそろえていく。（齋藤副委員長） ・「区民交流スペース」と「区民交流室」は名称がまざらわしい。利用のされ方の違いがわかるような名称に変更したほうがよい。（齋藤副委員長）
<p>2 様 々 な 区 民 や 区 職 員 の 交 流 を 生 む た め の 利 用 ル ー ル 上 の 工 夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スペース活用のしくみやルールをわかりやすく提示する。QRコードでアクセスできるようなくみがあると良い。（藤原委員） ・施設利用者会議（懇談会）を定期的に行う。（曾田委員長） ・運営を統括するディレクター（またはコーディネーター）は常勤の専任職とし、任期制（交代制）とする。個人ではなく、チームで担当することが望ましい。（曾田委員長） ・全体の施設運営に関する運営委員会（任期制）には、利用者側代表と区役所職員も構成メンバーに加わる。（曾田委員長） ・利用者団体の活動紹介のためのオープン・イベント（利用団体フェスティバル・世田谷共生社会フェスティバルなど）を行い、このイベントに参加することにより施設利用において一定の優遇が得られるようにする。（曾田委員長） ・肩書き等を抜きにして利用できる・・・私たちの意識の問題？フラットに区職員の方々が利用できるようにするには「利用ルール」の問題ではない気がします。（柴田委員） ・ルールをゆめめに設定することで、職員と区民が直接対話する機会が増える。（利用法についてケースバイケースを考えていく必要があるから）そうすることで、運営側、利用者側にありがちな摩擦も緩和することができるのではないかと考えています。（片切委員） ・観点は二つ ①三つの交流を考える（区民間の交流/区職員間の交流/区民と区職員との交流）、②ルールとマナー。 ①について、今般の「場」の創出によって、区民間の交流は自ずと育まれるものと思う。他方、区民と区職員との交流は、大きな課題ではないか。区民にとって、区民利用施設は市民活動の場であるのに対し、区職員にとってはあくまでも職場内の空間である。同時にそこは、市民と区職員が出会う貴重な場でもある（汽水域）。たとえば屋上庭園での花苗の植付け作業のような市民活動の際、平日の勤務時間内でも、関心のある職員は参加できるような仕組みがあれば、区民と区職員との交流は促進される気がする。6月の（行舎の木を生かすワークショップ）に参加した時もそう感じた。そもそも市民との交流は、区職員の重要な仕事の一部でもあるはずだ。広い意味での「働き方改革」にもつながるのではないかとと思うのだがどうだろうか。また、区民コンシェルジュというアイデアに、私は賛成だ。行政と市民をつなぐよきパイ役となるだろうから。上述1の観点からも、よき情報源となるのではないかと？②について、ルールとは別に、マナーを考えてみたい。私は、エドワード・サイード流の「アマチュアリズム」を市民活動における根幹の姿勢と考えている。サイードによるアマチュアの定義は、「愛着（affection）」と「気にかける心（care）」に駆り立てられて活動する人、である。私は、区職員の方々には、積極的に市民に笑顔（愛着と気にかける心からにじみ出る態度）で接していただきたいと願っている。逆説的だが、サイード流のアマチュアリズムを徹底させることができるのが、真のプロフェッショナルというものだと思うし、それを体現する接遇態度は、区民と区職員との交流のための第一歩である。開かれた行政は、開かれた心から始まる。いわゆる「社会関係資本（Social Capital）」の充実、何も市民ばかりではなく、市民と行政官の間においても必要で、それは世田谷区が目指す「住民自治」の成熟にとっても不可欠なはずである。以上、私は、i. 就業時間内の職員の市民活動参加・区民コンシェルジュのような、新たな仕組みを作る、ii. マナー（作法）の醸成を図る、iii. ルールやその運用を考えるより、i. ii. が大切で、ルールは最低限の原理原則を示すにとどめる…このように考える。（参考：「世田谷落ち葉ひろいりレー」（世田谷みどり33協働会議）とみどり政策課の協働事業）は、落ち葉の時期に区内各所で落ち葉掃きをするイベントの「仕組み」を作ることで、みどりへの感謝の念と、共助の心を取り戻そうという、「マナー」を喚起する活動である。ルールでは、規制はできても、人の心に訴えかけることはできない。）（大坪委員） ・現在のデザインが利活用を想定していないものであり、必要に応じて植栽や家具のデザインを修正していく必要があります。貸し出せる小道具、快適に過ごすための工夫は今のうちに実施して備品としてもっておけば将来的に有効活用できるのでは。（福岡委員） ・単なるルールづくりや区民を受け身にするガイドラインなどは作る意味がないと思います。将来的に区民を中心に積極的な利活用、場づくりを醸成するようなマネジメント戦略の策定とそれを実現するための計画、そして人材が必要です。区で直轄管理も、業者に任せて区が何もしないのもだめです。中間支援組織にも入ってもらい、区、中間支援組織、企業などの共同で運営してもいいのではないのでしょうか。その辺りの議論なしにルールだけを決めようとするのは本末転倒だと思います。枝葉末節の話ではなく、全体を俯瞰するように区民活動を育む場をつくるのかを議論する必要があります。（福岡委員） ・どんなことをやっているか公開されていたり、説明されている表示などがあり他部署の職員の方がジョインできるとか（松田委員） ・利用ルール以前に、どのような空間にしたいのかの基本方針を共有するためのワークショップや試行期間が必要。管理運営を単純にアウトソーシングせず、市民参加型、市民協働型の運営の可能性を区役所と市民が検討する仕組みと体制がほしい。とくに区民交流スペースの運用は、基本的にリーススペースとしながらも、市民協働の拠点のひとつになるようなモデル的な運用方法を最低1年かけて試行することが望ましい。（齋藤副委員長） ・社会実験を推進する市民参加型の仕組みをつくる。（齋藤副委員長）